

新潟市小額工事等契約希望者登録要綱

(目的)

第1条 市が発注する小額な工事及び修繕（以下「小額工事等」という。）の契約希望者登録等に必要となる事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小額工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、1件の契約金額が100万円以下のものとする。

(小額工事等の発注)

第3条 市は、小額工事等の契約に係る業者の選定に際しては、原則として、小額工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載されたものの中から行うものとする。ただし、新潟市契約規則第6条の規定に基づく有資格者名簿（建設工事）（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(登録できるもの)

第4条 契約希望者として登録することができるものは、新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有するものとし、建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問わない。

(登録できないもの)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、契約希望者として登録することはできない。

- (1) 新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有しないもの
- (2) 契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ていないもの
- (3) 有資格者名簿に登載されているもの
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しないもの
- (5) 市税を滞納しているもの。ただし、市長が特に認める場合を除く。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (7) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (8) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (10) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (11) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (12) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(登録名簿への登載)

第6条 登録名簿に登載を希望するものは、別記様式第1号に掲げる申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 市税の納税証明書又はこれに代わるもの
- (3) 別記様式第3号に掲げる誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の満了日の属する年において、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、登録名簿に登載するものとする。また、登録名簿は、一般にも公開するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は2年間とし、以後申請に基づいて改めて登録するものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録されたものについては、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登載されたもののうち、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、別記様式第2号に掲げる変更・廃止届を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 市長は、登録名簿に登載されているものが、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。この場合において、登録を取り消されたものは、当該取り消しの前の登録の有効期間中は、再度登録することができない。

(1) 第5条に該当した場合

(2) 倒産又は破産した場合

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

新潟市小額工事等契約希望者登録申請書

(あて先)

新潟市長

年月日

新潟市が発注する小額工事等について、希望者登録を申請します。

所在地 又は住所	〒 新潟市		
フリガナ 商号又は名称			申請・使用印
代表者 職・氏名			
電話	FAX		
携帯電話	債権者コード		
メールアドレス			
従業員数	人	創業年数	満 年
災害時における登録情報紹介の可否について (□に『✓』を記入してください)	<input type="checkbox"/> 可		<input type="checkbox"/> 不可

※1 「申請・使用印」欄について

見積書や契約書で使用する印鑑を押印してください。社印(社名のみの印)を使用印にすることはできません。

※2 「携帯電話」欄について

日中、「電話」欄に記入した固定電話の番号に連絡がつきにくい場合は、できるだけ記入してください。

※3 「債権者コード」欄について

会計課にて口座振替申込手続きを済ませ、債権者コードを有している場合は必ず記入してください。

(あらかじめ口座振替申込手続きを行うことで、代金請求のたびに口座情報を記載する必要がなくなります。)

※4 「メールアドレス」欄について

指名通知をメールで行う場合がありますので、メールアドレスを有している場合は記入してください。

※5 「従業員数」・「創業年数」について

本紙を提出する月の1日時点での人数・創業年数を記入してください。

従業員数…労働基準法第20条に定める「予め解雇の予告を必要とする者」の合計人数を記入してください。

(会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」には該当しません。)

創業年数…事業開始から申請月までの年数を記入してください。

※6 「災害時における登録情報紹介の可否について」欄について

災害救助法等の適用を受ける災害が発生した場合に、登録情報を被災者向けに紹介する場合があります。

紹介の可否について該当するほうの□に『✓』を記入してください。紹介する範囲は、登録情報のうち、

①所在区、②登録工種、③商号・名称、④電話番号または携帯電話番号 です。

登録希望業種(「小額工事等の種類及び具体例」を参考に、3業種以内を記入してください。)

番号	登録希望業種 (工事の種類)	具体的な工事の内容	許可・免許を有する場合, その種類・名称等
1			
2			
3			

添付書類

- ・市税に未納がないことを証明する納税証明書(新潟市入札用)
- ・施工にあたって資格・免許等が必要な業種の登録を希望する場合は、それらを証明する書類の写し
- ・暴力団等の排除に関する誓約書(別記様式第3号)

新潟市小額工事等契約希望者登録変更・廃止届

(あて先)

年　月　日

新潟市長

小額工事等契約希望者登録について、下記のとおり 変更・廃止 を届出します。

所在地又は住所	〒 新潟市		
フリガナ 商号又は名称			申請・使用印
代表者 職・氏名			
電話		FAX	

変更事項 【※従業員数変更の届出は必要ありません】

番号	変更項目	変更前	変更後	変更年月日 (備考)
1				
2				
3				

廃止理由 ※該当するところを○で囲む

- ① 新潟市契約規則第6条の規定に基づく有資格者名簿（建設工事）へ登録のため
(　月から)
- ② 廃業のため
- ③ その他 ()

添付書類

- ・ 業種の変更又は追加で、資格・免許等が必要な業種の登録を希望する場合は、それらを証明する書類の写し
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書(別記様式第3号)《代表者を変更された方のみ》

暴力団等の排除に関する誓約書

年　月　日

新潟市長　様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者　職・氏名(ふりがな)

生年月日 _____ 年　月　日

当社（私）は、貴市の小額工事等契約希望者登録申請にあたり、次の事項について誓約します。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、登録の取消、入札参加停止、契約解除などのいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

1 当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市が必要と認めた場合には、当社（私）が1の誓約事項に該当するか否かの確認のため、新潟県警察本部へ照会が行われることに同意し、当該照会に必要な役員等の名簿（役職名、氏名、住所、生年月日の一覧表）の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出します。